

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年8月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

国民年金 1件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800053号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800019号

第1 結論

昭和55年5月から昭和56年3月までの請求期間及び昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年5月から昭和56年3月まで
② 昭和56年4月から昭和57年3月まで

私は、昭和55年5月に会社を退職した後、A県B市役所において、国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②の国民年金保険料(以下「保険料」という。)を3か月ごとに納付した。

しかし、年金の加入記録を見ると、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間となっており、私が所持する国民年金手帳の当該期間の国民年金印紙検認記録欄には、B市の検認印が確認できることから、当該期間の保険料を納付したことは明白であり、国民年金の未加入期間であるはずがないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者提出の国民年金手帳における昭和55年度及び昭和56年度国民年金印紙検認記録を見ると、請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことを示す検認印が確認できる。

また、当時の国民年金法第7条第2項の規定によると、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金の被保険者ではないが、同法附則第6条は、同法第7条第2項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、当該被保険者となることができる旨規定しており、当時の国民年金市町村事務取扱準則は、資格取得の申出及び検認等について規定している。

さらに、B市は、請求者の請求期間①及び②に係る手続及び保険料納付の状況について不明である旨回答しているところ、オンライン記録において、請求者は、昭和41年10月24日に国民年金に任意加入し、国民年金被保険者期間中の昭和51年3月まで保険料を納付していたことが確認できると及び前述のとおり、請求者が所持する国民年金手帳の請求期間①及び②に同市の検認印が押印されていることを踏まえると、請求期間①及び②について、請求者は任意加入の申出及び保険料納付を行っており、同市は当該申出を受理し、保険料を徴収していたと考えることは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認められることから、前述の規定により、請求期間について、請求者に係る国民年金被保険者の資格取得日を昭和55年5月16日、資格喪失日を昭和57年4月1日とし、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800029号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月23日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日、同年12月25日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日及び平成24年7月25日は20万円並びに同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日及び平成27年7月24日は25万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月23日、平成18年7月25日、同年12月25日、平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日、平成21年7月24日、同年12月25日、平成22年7月23日、同年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日及び平成27年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月23日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月25日
⑥ 平成20年7月25日
⑦ 平成20年12月25日
⑧ 平成21年7月24日
⑨ 平成21年12月25日
⑩ 平成22年7月23日
⑪ 平成22年12月24日
⑫ 平成23年7月25日
⑬ 平成23年12月22日
⑭ 平成24年7月25日
⑮ 平成24年12月25日
⑯ 平成25年7月25日
⑰ 平成25年12月25日
⑱ 平成26年7月25日
⑲ 平成26年12月25日

⑳ 平成 27 年 7 月 24 日

A社から支払われた請求期間①から⑳までの各期間に係る賞与について、賞与支払届の提出漏れが判明し、当該届が年金事務所に提出されたが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたため、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されることとなった。

しかし、請求期間①から⑳までの各期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の回答により、請求者が、請求期間①から⑳までの各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑳までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①から⑭までの各期間は 20 万円、請求期間⑮から⑳までの各期間は 25 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑳までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800061号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800004号

第1 結論

昭和32年3月1日から昭和44年7月15日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年3月1日から昭和44年7月15日まで
支給済期間 : ① 昭和32年3月1日から昭和35年8月22日まで
② 昭和35年9月1日から昭和44年7月15日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る脱退手当金が支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えがないため、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金は、請求期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後に支給決定されたこととなっていることから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したものとは考え難い。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている請求者の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、請求者の請求期間に係る脱退手当金は旧姓で請求したものと考えられるが、請求者は、当該脱退手当金の支給決定日の約1年2か月前に婚姻し改姓していることから、請求者が当該脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800109号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800031号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月12日の標準賞与額に係る記録を90万3,000円とすることが必要である。

平成26年12月12日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月12日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2014年12月賞与明細書並びに年金事務所から提出されたA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び2014年賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額90万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録及び請求者から提出された健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年10月16日から平成27年1月24日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等における賞与支給額から90万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800110号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800032号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月13日の標準賞与額に係る記録を106万8,000円とすることが必要である。

平成26年6月13日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月13日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2014年6月賞与明細書並びに年金事務所から提出されたA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び2014年賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額106万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録及び請求者から提出された健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年6月4日から同年9月10日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等における賞与支給額から106万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800111号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800033号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月12日の標準賞与額に係る記録を82万9,000円とすることが必要である。

平成27年6月12日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月12日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2015年6月賞与明細書並びに年金事務所から提出されたA社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び2015年賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額82万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年6月25日から平成28年4月28日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等における賞与支給額から82万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800034号

第1 結論

請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年10月及び同年11月は22万円を24万円、同年12月から平成8年9月までは22万円を26万円とする。

平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額を保険給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構B事務センターの回答から判断すると、請求者が請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構B事務センターの回答から、平成7年10月及び同年11月は24万円、同年12月から平成8年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺状況が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800096号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800035号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月14日の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

平成24年12月14日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月14日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において標準賞与額6万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年9月28日から平成25年8月18日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における賞与支給額から6万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800017号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800016号

第1 結論

昭和53年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和61年3月まで

父が、私の老後を心配し私が20歳になった昭和53年頃に、A市B区役所において、私の国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料についても、父が、送付されてきた納付書により、A市B区役所又はC銀行D支店において納付してくれており、私も、回数は覚えていないが、同じ銀行の同じ支店で国民年金保険料を納付したことがあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われたときは、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出される場所、請求者の主張どおり、請求者が20歳に到達した昭和53年頃に、請求者の父がA市B区において請求者に係る国民年金の任意加入手続を行った場合には、当時の同区の国民年金業務を管轄するE社会保険事務所において国民年金手帳記号番号(記号は「*」)が払い出されることになる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号の記号「*」は、*年*月からA市B区の国民年金業務を管轄することとなったF社会保険事務所において払い出された記号である上、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の加入手続が昭和63年4月頃に行われたことにより同番号が払い出されたことと推認できる場所、当該手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であるため、請求者の父及び請求者は、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、オンライン記録において、請求者に係る請求期間直後の昭和61年度及び昭和62年度の国民年金保険料については、収納日を確認できないものの、前述の請求者の加入手続時期及び昭和62年度のA市B区の収滞納リスト等から判断すると、昭和61年度及び昭和62年度の国民年金保険料は、過年度納付が行われたものと推認できる一方で、請求者の加入手続時点において、請求期間の大半の期間に係る国民年金保険料は、保険料徴収権の時効により過年度納付することができない。

さらに、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、A市B区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は国民年金の加入手続に関与しておらず、当該手続を行ったとする請求者の

父は既に亡くなっているため、請求期間当時の詳細な状況について確認することができない。

このほか、請求者の父及び請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800071号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800017号

第1 結論

昭和48年*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和51年3月まで

私が20歳の頃、母から国民年金への加入を勧められて、母がA県B市C区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。

その後、納付場所は定かではないが、C区役所から送られてきた納付書を使用して、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われたときは、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の主張どおり、請求者が20歳に到達した昭和48年頃に請求者の母がB市C区において請求者に係る国民年金の加入手続を行ったとすると、同区において記号番号が払い出されることになる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和52年12月にB市D区(現在はE区)において払い出されており、このことは請求者の主張と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の記号番号前後の国民年金被保険者記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和52年11月頃に行われたと推定できるところ、請求者は当該加入手続時期まで国民年金に未加入であるため、請求者は請求期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、当該加入手続時期において、請求期間の大半の期間(昭和48年*月から昭和50年9月まで)に係る国民年金保険料は納期限の2年を経過していることから、過年度納付することもできない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、B市C区において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続に関与しておらず、当該手続を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、当時の詳細について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800062号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800018号

第1 結論

昭和55年4月から昭和57年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和57年11月まで

私は、昭和55年4月からA県B市のC事業所において正規の職員として勤めたが、社会保険に加入しなかったため、私の母が私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、A県D郡E町役場のF支所内にあるG銀行(現在は、H銀行)の出張所において、私又は私の母が納付書に現金を添えて毎月納付し、その際に領収証書を受け取った。

納付した時に受け取った領収証書は処分してしまい、所持していないが、間違いなく請求期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年4月に国民年金の加入手続きを行い、E町役場のF支所内にある金融機関において、納付書に現金を添えて、請求期間の国民年金保険料を毎月納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和58年1月にE町において払い出されており、請求者は、当該払出時点(昭和58年1月)までは請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和55年4月1日と記録されており、前述の払出時点(昭和58年1月)からすると、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該払出時点において、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和55年10月から昭和57年3月までは過年度保険料(国庫金)及び昭和57年4月から同年11月までは現年度保険料として遡って納付することとなるが、請求者は遡って納付したことはない旨陳述している。

さらに、請求者及びその母の主張どおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求期間にE町において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800025号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800030号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年6月から昭和37年5月頃まで

私は、請求期間にA事業所において勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の住宅地図において、請求者が勤務したとする場所にA事業所が所在していたことが確認できるものの、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、同事業所の事業主であったとする者(以下「元事業主」という。)は、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している。

また、A事業所の元事業主の回答及び同人の親族とする者の陳述において、請求期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたことを確認することができない上、請求者の請求期間に係る勤務実態も確認することができない。

さらに、A事業所の元事業主は、当時、個人の事業所では厚生年金保険等を掛ける風習がなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800055号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800005号

第1 結論

昭和29年1月5日から昭和40年8月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年1月5日から昭和40年8月1日まで

支給済期間 : ① 昭和29年1月5日から昭和39年4月13日まで
② 昭和39年4月13日から昭和40年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社に勤務した請求期間について、脱退手当金支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年9月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社は、資料が残っていないため、請求期間当時、当社が脱退手当金の代理請求を行っていたか否かは不明である旨回答しているものの、同社における資格喪失後に脱退手当金を支給されている者が、事業所が請求手続をした旨回答していることを踏まえると、請求者についても、事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性は否定できない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。